

化学物質の自律的管理に関するQ&A（建災防版リスク管理マニュアル編）

項目	番号	ご質問	回答
建災防によるばく露濃度測定	1	建災防版マニュアルの作成に当たって、建災防としては労働者のばく露濃度をどのように測定したのでしょうか。	令和4年度～5年度にかけて実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し作業現場10現場を選定、（独立行政法人）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の全面的な支援の下、セメント取扱い作業の他、有機溶剤等を取り扱うドア等塗装作業、防水塗装作業、シーリング作業及び接着作業を対象に延べ59検体のサンプリングを行い、分析機関に分析を依頼しました。なお、作業現場の選定に当たっては建設労務研究会への依頼を通して元請8店社のご協力をいただきました。
	2	建災防で実施したばく露濃度測定の結果はどのようなものだったのでしょうか。	測定を実施した現場のうち、屋内におけるモルタル捏ね作業において吸入性粉じんについて許容濃度を超えるばく露が検出されました。有機溶剤関係の測定においてはいずれの現場においても許容濃度又は濃度基準値を上回るようなばく露は認められませんでした。混合物としての評価（同様の有害性を持つ化学物質のばく露濃度を各々の許容濃度で除した数字を加算したもの）では許容濃度の50%を超える数字となるケースもあり、現場におけるばく露濃度の低減措置が必要と考えられることが分かりました。
建災防版リスク管理マニュアル（共通事項）	3	建災防版マニュアルが示されるのはどのような作業についてでしょうか。	今回お示ししたのは、建設業で行われる典型的な作業として、①セメント系粉体取扱い作業、②スラリー状のコンクリートを使用する作業、③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業、④防水等有機溶剤取扱い作業、⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業、⑥接着（長尺シート等）作業の6作業ですが、令和6年度以降あらたに追加策定し、お示ししたいと考えています。
	4	リスクアセスメントと建災防版マニュアルとの関係はどのように理解すればよいのでしょうか。	化学物質のリスクアセスメントと建災防版マニュアルとの関係については「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号）に示されています。建設業に関しては同指針2-2-1-(4)において「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができること。また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができること。」という考え方が示されており、建設業版リスク管理マニュアルはこの考え方に基づき作成したものです。したがって、使用製品のSDSに記載されている化学物質を把握し建災防版マニュアルに沿った防護措置を実施することで、その都度ばく露濃度測定を実施することなく作業を行うことができることとなります。
	5	建災防版マニュアルは必ず使用しなければいけないのでしょうか。	建災防版マニュアルを必ず使用しなければならない、ということはありません。各事業者において現場における労働者のばく露濃度を測定してリスクアセスメントを実施して独自の対応策（マニュアル等）を策定、それに基づくばく露低減措置を実施して作業を行うことや、建災防版マニュアルに即した内容の社内独自の様式を作成することもできます。ただし、建災防版マニュアルの内容を下回る基準の独自マニュアルを自社でばく露濃度を測定せず作成するのは、上記の指針に基づくものではありません。
	6	建災防版マニュアルの使用に当たっての留意事項はなんですか。	建災防版マニュアルの使用に当たっては、まず化学物質管理者が、実際に現場で使用する製品（塗料等）に含まれる化学物質をSDSにより把握するとともに現場の作業環境を確認し、より毒性が低い代替製品の選択や作業場所の換気などのばく露濃度の低減措置を検討、改善することが重要です。その上で、建災防版マニュアルに即した保護具の選定、使用が行われるよう管理することとなります。また、保護具着用管理責任者においては、建災防版マニュアルを通して実際に作業する労働者に保護具の着用の必要性を周知し、適正な着用につなげることが求められます。このため、建災防版マニュアルについては単に現場に掲示するだけではなく、朝礼やKYミーティングの場で作業者に周知、教育するなど有効な活用を図ることとさせていただきます。
	7	建災防版マニュアルの構成はどのようなになっているのでしょうか。	マニュアルの様式は、表紙、マニュアル（記入ページ）、裏表紙（化学物質チェック欄）、記載要領からなっており、6つの典型的作業（上記3参照）ごとに策定しています。マニュアル（記入ページ）に皆様に記入いただく欄は大きく次3つのカテゴリーに分かれており、 ・作業内容、取扱製品名、化学物質名、化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者など当日の作業の概要、管理体制に係る記入欄 ・マニュアルに示している保護具を参考に実際に選択し、使用した保護具に係る記入欄 ・異常があった場合の記録欄、及び作業員と元請の確認欄 となっておりますが、具体的には記載要領を参照してください。なお、様式については、パソコン入力用のEXCEL版と手書き記載用のPDF版をお示しします。
	8	現場で使用する製品のSDSを入手しましたが、建災防版マニュアルにどのようにして繋げるのでしょうか。	取り寄せたSDSの項目2.「危険有害性の要約」に目を通し、その製品を使用するに当たっての危険性・有害性のあらましを理解してください。その上で項目3.「組成成分情報」により含まれる化学物質（危険有害成分）を確認してください。各々の建災防版マニュアルの裏表紙に「当該作業に使用されている主な化学物質」の一覧表を掲載していますので、該当する化学物質があればチェックし法令等の適用関係や有害性等を確認することとさせていただきます。この一覧表に掲載されていない化学物質が含まれている場合は改めてSDSの物質ごとの情報を確認していただくこととなります。
	10	建災防版マニュアルは作業を行う日ごとに作成するのでしょうか。	建設作業現場については労働者自らが移動しながらの作業になることから日々異なった環境で作業を行うこととなります。また日によって作業を行うメンバーが異なるというケースも考えられることから、建災防版マニュアルも作業を行う日ごとに作成していただくこととなります。なお、建災防版マニュアルでは異常の記録を記載していただく欄を設けていますが、特段の異常がなくても当日の作業記録欄として活用いただくことは可能です。
	11	建災防版マニュアルの保存期間はどのようになっているのでしょうか。	リスクアセスメントに関して「次のリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以上に次のリスクアセスメントを行ったときは3年間）保存する」とこととされていることから、建災防版マニュアルについても3年間保存することとさせていただきます。なお、発がん性物質を取り扱った場合は作業記録として30年間保存することが必要となります。